

府中市は
あなたの起業を
応援します！！

市内で
創業・起業すると

10万円の助成金
を受けられます

府中市 起業祝い助成金

対象者

次のいずれの要件も満たすもの

- (1) 市内で事業を実施する個人 又は 法人
- (2) 市税などの滞納がない者
- (3) 特定創業支援等事業による支援(市内の商工団体が実施するものに限る。)を受け、証明を受けた者、又はそれと同等の支援を受けたと認められる者
- (4) 市内の商工団体からの指導を受けて創業計画書を作成した者
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に基づく届出を要する事業を営む者でないこと
- (6) 事業の実施に関して、法的規制等に課題を有していないこと
- (7) 府中市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと
- (8) 過去にこの助成金の交付を受けていないこと
- (9) その他市長が適当でない判断する事業を実施しようとする者でないこと

イメージ図

ステップ1	ステップ2	ステップ3	ステップ4
商工団体にて支援を受け、創業支援事業計画を策定	事業開始	市へ交付申請 (その後交付請求)	助成金交付

申請書類

- 交付申請書
- 開業届等の写し又は法人の設立に係る届出 書の写し
- 特定創業支援等事業による支援による証明(又はそれと同等の支援を受けた証明)
- 創業計画書(市内の商工団体から指導を受けたもの)
- 誓約書
- 申請者の市税の滞納がない証明書
- その他市長が必要と認める書類

助成額

10万円(定額) 1事業者1回限り
※ただし、予算の範囲内で助成金を交付します。

◆創業計画についての問い合わせ
○府中商工会議所(元町445番地1)
Tel0847-45-8200
○上下町商工会(上下町上下883番地1)
Tel0847-62-3504

【お問い合わせ先】
府中市 経済観光部 商工観光課 商工振興係
Tel0847-44-9153